

公益財団法人堺市公園協会契約実施細則

令和6年11月1日 施行

目次

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 第1条 (趣旨) | 第30条 (契約保証金の納付等) |
| 第2条 (運用の基準) | 第31条 (契約保証金の免除) |
| 第3条 (入札参加資格) | 第32条 (契約保証金の充当) |
| 第4条 (一般競争入札の公告) | 第33条 (契約保証金の還付等) |
| 第5条 (指名競争入札によることができる契約) | 第34条 (契約保証金の帰属) |
| 第6条 (指名方法) | 第35条 (契約保証人) |
| 第7条 (通知事項) | 第36条 (契約保証人に対する履行請求) |
| 第8条 (随意契約によることができる契約) | 第37条 (権利の譲渡等の制限) |
| 第9条 (見積書の徴取) | 第38条 (目的物の引渡し) |
| 第10条 (創作物の製作業務の特例) | 第39条 (部分払) |
| 第11条 (入札保証金の納付等) | 第40条 (遅延違約金) |
| 第12条 (入札保証金の免除) | 第41条 (かし担保の特約) |
| 第13条 (入札保証金の還付等) | 第42条 (監督及び検査) |
| 第14条 (入札保証金の帰属等) | 第43条 (監督及び検査の兼職禁止) |
| 第15条 (入札方法) | 第44条 (監督職員及び検査職員の指示に従う義務) |
| 第16条 (指名競争入札参加者の数) | 第45条 (協会の都合による契約の変更等) |
| 第17条 (予定価格の決定) | 第46条 (履行期限の延長等) |
| 第18条 (最低制限価格の決定) | 第47条 (変更契約書又は請書の提出) |
| 第19条 (予定価格等の準備) | 第48条 (契約保証金の増減) |
| 第20条 (入札の無効) | 第49条 (協会の解除権) |
| 第21条 (開札及び再度入札) | 第50条 (契約解除時の処理) |
| 第22条 (入札のくじによる落札者の決定) | 第51条 (不正な行為等に係る損害賠償の予約) |
| 第23条 (落札者がなく随意契約による場合) | 第52条 (工事請負契約等の取扱い) |
| 第24条 (入札の中止等) | 第53条 (入札参加停止等の取扱い) |
| 第25条 (随意契約への準用) | 第54条 (施行の細目) |
| 第26条 (契約締結の手続) | 附則 平成22年7月1日施行 |
| 第27条 (長期継続契約を締結することができる契約) | 附則 平成26年11月1日施行 |
| 第28条 (契約書の記載事項) | 附則 令和2年4月1日施行 |
| 第29条 (契約書又は請書の省略) | 附則 令和3年4月1日施行 |
| | 附則 令和4年4月1日施行 |

附 則 令和6年11月1日施行

別表（第8条関係）

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この細則は、公益財団法人堺市公園協会会計規程（以下「会計規程」という。）第47条第5項の規定に基づき、公益財団法人堺市公園協会（以下「協会」という。）において締結する売買、貸借、請負その他の契約について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平26.11 一改）

（運用の基準）

第2条 この細則の運用にあたっては、信義誠実の原則に従うとともに、契約事務が公正的確に処理され、かつ、予算が効率的に執行されるよう努めなければならない。

第2章 契約の締結

第1節 契約の参加資格

（入札参加資格）

第3条 請負、買入れ及び賃借の入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる資格を備えている者でなければならない。（令4.4 一改）

- (1) 引き続いて1年以上その営業を行っている者
- (2) 堺市の入札参加資格を有する者
- (3) その他理事長が必要と認める資格を有する者

第2節 契約方式別の手続

第1款 一般競争入札

（一般競争入札の公告）

第4条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日前10日（急を要する場合は、5日）前までに、次の各号に掲げる事項を公告する。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加資格に関する事項
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約条項を示す場所
- (5) 入札執行の日時及び場所

- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、理事長が必要と認める事項

第2款 指名競争入札

(指名競争入札によることができる契約)

第5条 会計規程第47条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる入札とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(平26.11 一改)

(指名方法)

第6条 指名競争入札に付するときは、入札参加資格を有する者のうちから理事長が適当と認める者を5人以上指名するものとする。ただし、理事長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(通知事項)

第7条 理事長は、前条の規定により指名した者に対して第4条各号（第2号を除く。）の事項を通知する。

第3款 随意契約

(随意契約によることができる契約)

第8条 会計規程第47条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる契約とする。

- (1) 予定価格が別表左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ対応する右欄に定める金額を超えないとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
 - イ、国、地方公共団体その他公法人又は公益法人与契約するとき。
 - ロ、医療、歯科診療、調剤又はこれらに準ずるものを目的とするとき。
 - ハ、訴訟代理又はこれに類するものを目的とするとき。
 - ニ、学術又は技芸の保護奨励のため必要な業務を委託するとき。
 - ホ、産業の保護奨励のため必要な業務を委託するとき。

へ、調査研究を目的とする契約で、能力、技術、信用、手法等について適当な者を相手方とするとき。

ト、公益事業の用に供するため必要な業務を委託するとき。

チ、委託業務が特定の者でなければ受託することができないとき。

リ、特殊の性質を有するとき、特別の目的があることにより相手方が特定されるとき、又は特殊の技術を必要とするとき。

ヌ、設備、機械等の保守点検を目的とする契約で、当該設備、機械等を設置又は納入した者を相手方とするとき。

ル、複数単価で、かつ同一業者と契約をする必要があるとき。

ヲ、その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。

(4) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(5) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

イ、打ち切った委託業務を再委託するとき。

ロ、関連業務等を履行させるとき。

ハ、契約時期を失するとき。

ニ、その他競争入札に付することが不利と認められるとき。

(6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(7) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(8) 落札者が契約を締結しないとき。

(9) その他理事長が特に認めたとき。

2 前項第 7 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第 1 項第 8 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(平 26.11 一改)

(見積書の徴取)

第 9 条 随意契約に付するときは、3 人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1 人のみから見積書の徴取で足りるものとする。

る。(令2.4 一改)

- (1) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (2) 災害の発生等により、緊急を要するとき。
- (3) 予定価格が300,000円未満の契約をするとき。(令2.4 一改)
- (4) 前3号に定めるもののほか、理事長が3人以上の者から見積書を徴する必要がないと認めるとき。(令2.4 一改)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。
- (3) 不動産の売買又は貸借をするとき。
- (4) 見積書を徴取できない特別の理由があるとき。
- (5) 医療、歯科診療、調剤又はこれらに準ずるものを目的とするとき。
- (6) 訴訟代理又はこれに類するものを目的とするとき。
- (7) 法令に基づいた料金が定められていることその他の特別の理由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約を締結することができないとき。

(創作物の製作業務の特例)

第10条 創作性を有する物を製作することを目的とする契約で、理事長の認めたものについては、創作物を提出させ、その内容の検討により契約の相手方を選定することができる。この場合においては、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を選定することができる。

2 前項の場合においては、あらかじめ契約する金額を明示して、創作物の提出を求めることができる。

第3節 入札

(入札保証金の納付等)

第11条 入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、入札金額の100分の3以上とする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは別に入札保証金の額を定めることができる。

- 2 入札保証金には、利子を付さない。
- 3 入札保証金の納付は、国債、地方債の証券その他理事長において確実と認める担保の提供をもって代えることができる。
- 4 前項の証券の評価額は、額面金額（発行価格が額面金額未満であるときは、その発行

価格) とする。 (平 26.11、令 6.11 一改)

(入札保証金の免除)

第 12 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、理事長は、入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に協会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 過去 2 年間に国又は地方公共団体並びに協会と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認めるとき。 (令 6.11 一改)
- (3) 堺市の入札参加資格を有するとき。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、契約を締結しないおそれがないと理事長が認めるとき。

(平 26.11 一改)

(入札保証金の還付等)

第 13 条 入札保証金は、落札者には契約締結後、その他の入札者には開札後これを還付する。

- 2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の帰属等)

第 14 条 落札者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、協会に帰属する。

- 2 入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収するものとする。

(入札方法)

第 15 条 入札参加者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若しくは見本を確認のうえ、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。

- 2 代理人により入札しようとする者は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(指名競争入札参加者の数)

第 16 条 理事長は、指名競争入札参加者が当初に指名した数より減少した場合においても、2人以上の入札参加者があるときは、入札を行うことができる。

(平 26.11 一改)

(予定価格の決定)

第 17 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(最低制限価格の決定)

第 18 条 契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。

2 前項の最低制限価格は、理事長がその都度定めるものとする。この場合において、最低制限価格を予定価格の $\frac{3}{2}$ を下らない範囲内で定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長において特に必要があると認めるときは、最低制限価格の額を予定価格の $\frac{3}{2}$ 未満とすることができる。

(平 26.11 一改)

(予定価格等の準備)

第 19 条 予定価格又は最低制限価格を定めたときは、これらを記載した書面を作成の上、密封し、開札の際、開札場所に置くものとする。

(入札の無効)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。 (令 4.4 一改)
- (2) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- (3) 入札書に記名押印がないとき。
- (4) 入札金額を訂正したとき。
- (5) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (7) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

- (8) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
- (9) 入札者の資格のないものが入札したとき。
- (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき。又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
- (11) 第 18 条第 1 項の規定により最低制限価格を設定した場合において、これを下回る価格で入札したとき。
- (12) 明らかに当該契約の履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
- (13) その他入札に関する条件に違反したとき。

(平 26.11 一改)

(開札及び再度入札)

第 21 条 入札の開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 理事長は、開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第 18 条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。ただし、郵送による入札を行った場合はこの限りでない。
- 4 再度入札において入札者が 1 人となったとき、又は再度入札を 2 回以上（工事請負契約及び工事関連委託契約(以下「工事請負契約等」という。)にあつては 1 回以上)行った場合において、なおその最低入札価格が予定価格を超えるときは、入札を打ち切ることができる。

(平 26.11 一改)

(入札のくじによる落札者の決定)

第 22 条 理事長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者がなく随意契約による場合)

第 23 条 再度入札に付した後も落札者がいないため、第 8 条第 1 項第 7 号の規定により随意契約によるものとするときは、入札額の低い者から順に見積書を提出させ、契約の相手方を決定するものとする。この場合においては、無効の入札をした者又は辞退の入札をした者を相手方とすることはできない。

(入札の中止等)

第 24 条 理事長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

2 入札の執行前又は執行中において、入札を公正に執行できないと認められる事由が生じたときは、理事長は、入札を中断し、延期し、又は取り止めることができる。

(随意契約への準用)

第 25 条 第 17 条及び第 18 条の規定は、随意契約の場合に準用する。

2 前項の規定により予定価格を定めたときは、これを記載した書面を作成し、密封するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(1) 予定価格が別表の左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ対応する右欄に定める金額の 2 分の 1 以下のとき。

(2) 法令に基づいた料金が定められていることその他の特別の理由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約を締結することができないとき。

(3) 委託契約をすることが法令上定められているとき。

(4) 国又は地方公共団体と契約するとき。

(5) 医療、歯科診療、調剤又はこれらに準ずるものを目的とするとき。

(6) 訴訟代理又はこれに類するものを目的とするとき。

(7) 調査研究を目的とする契約で、大学等学術研究機関を相手方とするとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、理事長が予定価格を記載した書面を作成する必要があるないと認めるとき。

(平 26.11 一改)

第 4 節 契約書、契約保証金及び契約保証人

(契約締結の手続)

第 26 条 落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 28 日から翌年 1 月

3日を除く)以内に契約書に記名押印のうえ、理事長が定める書類を添えてこれを提出しなければならない。ただし、別に期限を指定する場合は、この限りでない。また、提出において、契約保証金又は契約保証人を要するものについては、契約保証金を納付し、又は契約保証人を立てなければならない。(令6.11 一改)

- 2 前項の規定による契約締結の手続を怠ったときは、その者に係る落札又は契約の決定を取り消すことがある。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第27条 物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすような契約については、翌年度以降にわたり契約することができる。

- 2 前項の規定による翌年度以降にわたり契約することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
(令3.4 一改)
- (3) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるため、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの
(平26.11 一改)
- (4) その他理事長が必要と認めるもの
(令4.4 追加)

(契約書の記載事項)

第28条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 権利義務の譲渡の禁止

(9) その他必要な事項

(契約書又は請書の省略)

第 29 条 次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略し、請書をもってこれに代えることができる。

- (1) 契約金額が 1,000,000 円を超えない契約（概算払、前金払及び第 39 条に規定する部分払をする契約、長期継続契約、単価契約並びに不動産の売買契約及び賃貸契約を除く。）をするとき。
- (2) 有価証券を売買するとき。
- (3) 国又は地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事長において契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約を締結する場合においては、契約書及び請書の作成を省略し、見積書その他の書類をもってこれらに代えることができる。

- (1) 協会業務に関する広告の依頼をするとき。
- (2) 各種保険契約の締結をするとき。
- (3) 運搬料、保管料、手数料等役務の提供を求める契約をするとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事長において契約書及び請書を作成する必要がないと認めるとき。

(平 26.11 一改)

(契約保証金の納付等)

第 30 条 契約の相手方（以下「相手方」という。）に納付させる契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、理事長において必要があると認めるときは、別に契約保証金の額を定めることができる。

- 2 理事長は、必要と認めるときは、前項に定める契約保証金の納付に代えて、次条第 5 号の工事履行保証契約（かし担保特約を付したものに限る。）の締結を求めることができる。
- 3 第 11 条第 2 項から第 4 項までの規定は、契約保証金の納付について準用する。

(契約保証金の免除)

第 31 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、工事請負契約等については、第 2 号を除く。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 相手方が過去2年間に国又は地方公共団体並びに協会と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。 (令4.4 一改)
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 契約金額が1,000,000円以下であり、かつ、相手方が契約を履行しないおそれがないと認めるとき。
- (5) 協会が相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (6) 金融機関又は保証事業会社の保証が得られたとき。
- (7) 不動産の買入れ又は借入れに関する契約を締結するとき。
- (8) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、理事長において契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

(平26.11 一改)

(契約保証金の充当)

第32条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合を除き、貸付料又は延滞損害金の納付を遅延したときこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

2 理事長は、前項の規定による充当により、契約保証金に不足を生じたときは、これを追納させるものとする。

(平26.11 一改)

(契約保証金の還付等)

第33条 契約保証金は、協会と契約した者（以下「契約者」という。）がその債務を履行した後、これを還付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日以後にこれを還付することができる。 (令4.4 一改)

- (1) 物品の借入れに係る契約(次号に規定する契約を除く。)にあっては、当該物品の全ての納品を受けたとき。 当該納品を受けた日
- (2) リース契約及び長期継続契約にあっては、契約期間の初日から起算して1年間経過したとき(当該長期継続契約の相手方に履行遅滞その他義務の不履行が無い場合に限る。)。 当該1年間を経過した日

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、契約不適合に係る保証金として保証金の全部又は一部を留保する必要があるときは、これを還付しないことができる。 (令4.4 追加)

(契約保証金の帰属)

第34条 第49条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は協会に帰属させるものとする。契約者の責めに帰すべき理由により契約が履行不能となった場合においても、また同様とする。

(平26.11 一改)

(契約保証人)

第35条 理事長は、契約の締結に際して、契約保証人を立てさせることができる。

- 2 前項の契約保証人は、相手方と同等以上の履行能力を有する者で、かつ、理事長に契約保証人として承認を申請し、その承認を得た者でなければならない。

(契約保証人に対する履行請求)

第36条 理事長は、前条第1項の規定により契約保証人を立てさせた場合において、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約保証人に対し、その履行を請求するものとする。

- (1) 履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、契約の目的を達成する見込みがないとき。

第3章 契約の履行

第1節 契約上の権利

(権利の譲渡等の制限)

第37条 契約から生ずる権利又は義務は、理事長の承認がなければ、他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることができない。

第2節 契約上の給付

(目的物の引渡し)

第38条 契約の目的物は、完成又は納入検査合格後、引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分払)

第 39 条 理事長は、契約により受ける給付の完了前に、既済部分又は既納部分の代価の一部又は全部を支払うことができる。

2 前項の規定による支払（以下「部分払」という。）は、工事請負契約等については、次の各号のいずれかに該当するものに限り、することができる。

(1) 契約金額が 1,000,000 円以上であるもの

(2) 工期が 120 日以上であるもの

3 部分払の額は、工事請負契約等については、その既済部分に対する代価の 10 分の 9 の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事請負契約等にかかる完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

4 部分払の回数は、工事請負契約等については、次のとおりとする。ただし、市、府又は国の補助金の対象となっているものについては、この限りでない。

(1) 工期が 180 日以上のものについては、工期日数を 90 で除して得た回数（1 未満の端数切捨て）とし、その他のものについては 1 回とする。

(2) 会計規程第 27 条の規定により前金払をすることができるものについては、前号により算定した回数から 1 を減じた回数とする。

（平 26.11 一改 令 4.4 一改）

（遅延違約金）

第 40 条 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が、請負、買入れ又は売払いの契約（不動産に係る売払いの契約を除く。）に基づく債務の履行を遅延したときには、遅延部分に対する対価につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が指定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の遅延違約金を徴収する。ただし、工事その他の請負で遅延部分を分けることができないとき、又は売払いであるときは、契約代価につき遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を遅延違約金とする。

2 理事長において必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約において特に違約金の額を定めることがある。

3 第 1 項に規定する遅延違約金の総額が 100 円未満のものについては、これを免除する。

4 遅延違約金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くものとする。

（平 26.11 一改）

（かし担保の特約）

第 41 条 理事長は、その指定する期間内においては、契約者に対し、目的物のかしについて、相当の期間を定めて補修、取替えその他の措置（以下「補修等」という。）を請求し、又は補修等に代え、若しくは補修等とともに損害の賠償を請求することができる。

第 3 節 監督及び検査

（監督及び検査）

第 42 条 職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、必要な監督又は検査をしなければならない。

2 前項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない。

3 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

4 理事長は、当該契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により協会職員によって監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、協会職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

（平 26.11 一改）

（監督及び検査の兼職禁止）

第 43 条 検査職員は、特別の必要がある場合を除くほか、監督職員を兼ねることができない。

（平 26.11 一改）

（監督職員及び検査職員の指示に従う義務）

第 44 条 契約者は、契約の履行について、監督職員及び検査職員の職務上の指示に従わなければならない。

（平 26.11 一改）

第 4 章 契約の変更及び解除

（協会の都合による契約の変更等）

第 45 条 理事長において必要があると認めるときは、契約内容の変更、履行の中止又は

契約の解除をすることがある。この場合においては、契約者に通知しなければならない。

(履行期限の延長等)

第 46 条 契約者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、期限内に履行が完了する見込みがない場合は、履行期限の延長を求めることができる。

(変更契約書又は請書の提出)

第 47 条 契約内容を変更するときは、契約者は、5 日以内に変更契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、特に支障がないと認めるときは、これを省略することができる。

(契約保証金の増減)

第 48 条 契約金額が著しく増減したため、既納の契約保証金に過不足が生じたときは、これを追徴し、又は還付することができる。

(協会の解除権)

第 49 条 契約者が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、契約を解除することがある。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
- (3) 契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。
- (5) 契約事項に違反したとき。

(平 26.11 一改)

(契約解除時の処理)

第 50 条 前条の規定により契約を解除したときは、理事長の選択により、契約者の費用で既成部分の取除き又は搬入材料若しくは既納物品の引取りをさせ、又は理事長の認定による金額を交付し、既成部分等を協会に帰属させるものとする。

2 前項の規定は、契約が無効又は履行不能となった場合に準用する。

- 3 前2項の場合において遅延違約金その他の損害金があるときは、交付代金からこれを差し引くものとする。

(不正な行為等に係る損害賠償の予約)

第51条 理事長は、相手方が協会と締結している契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第49条の規定による契約の解除にかかわらず、当該契約の契約金額の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から当該契約締結の日における支払遅延防止法の率により計算した利息を加算した額を、損害賠償金として徴収するものとする。相手方が契約を履行した後についても、また同様とする。

- (1) 相手方又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと理事長が認めるとき。
- 2 前項の規定は、相手方が共同企業体である場合については、同項中「相手方」とあるのは「相手方（その構成員を含む。）」と読み替えて適用があるものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により第1項の規定を読み替えて適用する場合において、相手方が既に解散しているときは、相手方の構成員であったものに第1項の規定による損害賠償の支払を請求することができる。この場合において、相手方の構成員であったものは、連帯して同項の額を理事長に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、協会に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、相手方に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

（平 26.11 追加）

第5章 補則

(工事請負契約等の取扱い)

第52条 工事請負契約等に伴う指名競争入札及び随意契約の事務に関する取扱いの基準及び手続きについては、この細則に定めるほか、堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱等を準用する。

（平 26.11 繰下）

(入札参加停止等の取扱い)

第53条 協会において実施する入札における業者の入札参加停止等に関する取扱い等に

については、公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱の定めるところによる。

(平 26.11 一改・繰下)

(施行の細目)

第 54 条 この細則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

(平 26.11 繰下)

附 則

この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別 表 (第 8 条関係)

(1) 工事又は製造の請負	予定価格	2,500,000 円
(2) 財産の買入れ	予定価格	1,600,000 円
(3) 物件の借入れ	予定価格	800,000 円
(4) 財産の売払い	予定価格	500,000 円
(5) 物件の貸付	予定価格	300,000 円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	予定価格	1,000,000 円